



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

618	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
619	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
620	"	(").....	2
621	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
622	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
623	"	(").....	3
624	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
625	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(").....	4
626	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	4
627	"	(").....	4
628	印南町営土地改良事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	5
629	木材業者等の登録の変更	(林業振興課).....	5
630	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
631	"	(").....	6

○ 選挙管理委員会告示

*60	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	6
-----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第618号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年7月6日まで縦覧に供する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成22年4月12日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀伊の風
- 3 代表者の氏名
岩橋杉子
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市小野田1633番地13
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の市民、保健医療福祉等専門家に対して、自己向上の為の公開セミナーや技

術研修、人材育成等に関する事業を行い、豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第619号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年7月6日まで縦覧に供する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年4月15日

2 名称

特定非営利活動法人よつ葉福祉会

3 代表者の氏名

井端智子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市高野口町941番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第620号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年7月6日まで縦覧に供する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年4月21日

2 名称

特定非営利活動法人春の陽

3 代表者の氏名

水口直子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市岸上529番地の12

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医 143-17	白浜町国民健康保険直営川添診療所	西牟婁郡白浜町市鹿野1052番地	平成 20.3.31

和歌山県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西医 150-22	白浜町国民健康保険直営川添診療所	西牟婁郡白浜町市鹿野1103番地	平成 20.4.1

和歌山県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
御薬 23-22	薬局スーパードラッグ麒麟御坊店	御坊市湯川町財部1053-1	平成 22.4.1
田薬 53-22	薬局スーパードラッグ麒麟万呂店	田辺市下万呂418	平成 22.4.1
新薬 27-22	こじか薬局	新宮市下田2-3-50	平成 22.5.1

和歌山県告示第624号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3012410 0043	牟婁さくら 園	西牟婁郡上富田 町朝来2289-5	生活介護 施設入所支 援 短期入所	特定なし	社会福祉法 人和歌山県 福祉事業団	西牟婁郡上富田 町朝来2456-1	平成 22.6.1	平成 28.5.31

和歌山県告示第625号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
すずきこどもクリニック	新宮市下田二丁目3-2	鈴木幹啓	平成 22. 6. 1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
タイコー堂薬局柳通り店	和歌山市蔵小路15番2	松本洋子	平成 22. 6. 1
薬局スーパードラッグキリン万呂店	田辺市下万呂418	畑垣弘道	平成 22. 6. 1
薬局スーパードラッグキリン御坊店	御坊市湯川町財部1053-1	阪本妙子	平成 22. 6. 1

和歌山県告示第626号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄732-4	医療機関所在地	西牟婁郡白浜町栄732-3	西牟婁郡白浜町栄732-4	平成 22. 5. 1

和歌山県告示第627号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄732-4	所在地	西牟婁郡白浜町栄732-3	西牟婁郡白浜町栄732-4	平成 22. 5. 1

和歌山県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、印南町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 印南町営土地改良事業（基盤整備促進事業崎山地区）
- 2 同意年月日 平成17年3月25日
- 3 事業主体 印南町
- 4 工事を完了した時期 平成22年3月31日

和歌山県告示第629号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
天満木材	代表者の氏名	高垣充益	高垣昌弘	平成 22年5月19日

和歌山県告示第630号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

海南市日方、海南市東畑、海南市下津町興、海南市下津町引尾、海南市日方・黒江、海南市日方・馬場町一丁目・馬場町三丁目・山崎町二丁目・山崎町三丁目、海南市日方・山崎町三丁目、海南市東畑・海老谷、海南市阪井及び海南市東畑・阪井地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
日方川右支溪（1-202-1-072）、日方川右支溪（1-202-1-073）、北上谷川（1-202-1-074）、奥ノ谷川（1-202-1-075）、日方川右支溪（1-202-1-077）、日方川右支溪（1-202-1-078）、日方川右支溪（1-202-1-079）、東畑川（1-202-1-051）、亀の川左支溪（1-202-1-053）、亀の川右支溪（1-202-2-039）、亀の川左支溪（1-202-2-042）、亀の川左支溪（1-202-2-043）、亀の川左支溪（1-202-2-044）、亀の川左支溪（1-202-2-045）、亀の川左支溪（1-202-2-046）、亀の川左支溪（1-202-2-047）、亀の川左支溪（1-202-3-018）、長谷川、由良の谷川（1-301-1-032-1）、長谷川、由良の谷川（1-301-1-032-2）、東畑（127）、土井原（166）、松尾（172）、上出（307）、池の丁・日方（1）（Ⅰ-3460）、池の丁・日方（2）（Ⅰ-3461）、神田東（Ⅰ-3462）、日方（4）（Ⅰ-3661）、奥の谷（2）・御門（Ⅰ-464）、奥の谷（Ⅰ-467）、奥ノ谷（3）・山崎町（Ⅰ-470）、神田（Ⅰ-471）、神田（Ⅰ-472）、日方（204）（Ⅱ-2193）、奥ノ谷（3）・日方（205）（Ⅱ-2284）、奥ノ谷（3）・日方（206）（Ⅱ-2285）、日方（301）（Ⅲ-1123）、日方（302）（Ⅲ-1124）、東畑（3）（Ⅰ-3502）、東畑（1）（Ⅰ-418）、東畑（2）（Ⅰ-419）、東畑（201）（Ⅱ-2242）、東畑（202）（Ⅱ-2243）、次ヶ谷（201）（Ⅱ-2244）、海老谷（201）（Ⅱ-2247）、東畑（203）（Ⅱ-2255）、東畑（204）（Ⅱ-2256）、阪井（302）（Ⅲ-116

9)、阪井(303) (Ⅲ-1170)、阪井(304) (Ⅲ-1171)、東畑(302) (Ⅲ-1173)、東畑(303) (Ⅲ-1174)、東畑(304) (Ⅲ-1175)、東畑(307) (Ⅲ-1178)、東畑(311) (Ⅲ-1182)、東畑(312) (Ⅲ-1183)、東畑(313) (Ⅲ-1184)、東畑(316) (Ⅲ-1187)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第631号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

有田郡有田川町下湯川地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

峠北谷川(4-365-1-051-1)、峠北谷川(4-365-1-051-2)、多井東谷川(4-365-2-061)、中村谷川(4-365-2-063)、峠西谷川(4-365-2-065)、暗夜谷川(4-365-2-066)、下湯川(402)(4-365-4-002)、寺谷川(4-365-2-062)、中村南谷川(4-365-2-064)、峠(I-869)、多井(I-870)、下村(I-871)、下湯川(I-872)、中村(I-873)、下湯川宮ノ原(I-3801)、下湯川宮ノ原(II-3681)、下湯川宮ノ原(II-3682)、下湯川(404)(IV-4004)、下湯川(408)(IV-4008)、下湯川倉谷(1)(II-3673)、下湯川倉谷(2)(II-3674)、下湯川峠(II-3675)、下湯川多井(1)(II-3676)、下湯川多井(2)(II-3677)、下湯川多井(3)(II-3678)、下湯川多井(4)(II-3679)、下湯川多井(5)(II-3680)、下湯川下村(II-3683)、下湯川岡田(II-3684)、下湯川中村(1)(II-3685)、下湯川中村(2)(II-3686)、下湯川中村(3)(II-3687)、下湯川中村(4)(II-3688)、下湯川福井(1)(II-3689)、下湯川福井(2)(II-3690)、下湯川福井(3)(II-3691)、下湯川福井(4)(II-3692)、下湯川(401)(IV-4001)、下湯川(402)(IV-4002)、下湯川(403)(IV-4003)、下湯川(405)(IV-4005)、下湯川(406)(IV-4006)、下湯川(407)(IV-4007)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のよ

うに改正する。

平成22年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

第2項の表中 「セラヴィ神前」和歌山市神前182番地の1
 を 「セラ社会福祉型特三」

「セラヴィ神前」和歌山市神前182番地の1
 社法人公風会 地域密 和歌山市島橋南ノ丁6番21号
 別養護老人ホーム 寿 苑
 に改める。

第4項の表中 「和歌山県立南紀福祉センター」西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1
 牟婁あゆみ園 を 「和歌山牟婁障害者杉の」

「和歌山県立南紀福祉センター」西牟婁郡上富田町岩田2457番地の1
 牟婁あゆみ園 支援施設 新宮市高田1642-1
 郷えぼし寮
 に改める。